

令和8年3月10日

第591回 海務協議会議題

1. 税関の名をかたった不審な電話等について
2. 人事異動期に係る一括交通許可証（パス）の管理等について
3. 令和7年の横浜税関における密輸事犯摘発状況（報道発表）
4. 令和7年の全国税関における金地金の摘発状況について
5. その他・質疑応答

<横浜税関 出席者>

監視部	小林 次長
監視部総括許可部門	小原 統括監視官
〃	寺内 上席監視官

## 税関の名をかたった不審な電話等について

最近、税関（仙台塩釜税関支署、名古屋税関、神戸税関松山税関支署など）の名をかたり、「荷物が到着している」等の自動音声ガイダンスの電話が架かってくる事案が多数確認されていますが、税関から自動音声で電話を架けることはありません。

また、税関・関税局の名をかたったメールやショートメッセージ等により金銭や個人情報等を要求する事案や、偽の「関税等お支払サイト」へ誘導する事案も確認されていますが、当該サイトは海外からの入国時に免税枠を超過している場合に関税等をクレジットカードで納付する際に税関職員の前でご利用頂くサイトであり、財務省（税関含む）からショートメッセージで案内することはありません。

これらは詐欺の可能性がありますのでご注意ください。

※実在する税関の電話番号が表示される事案も確認されています

次のような料金請求やメール・電話は、「振り込め詐欺」、「ロマンス詐欺」等の可能性がありますので、ご注意ください。

1. 最近、SNS等のインターネット上で知り合った外国人から、「あなた宛てに、プレゼントを送付した」、「訪日に伴う荷物や現金等を送付した」等の理由で、海外からの荷物の受け取りを依頼されたため、承諾したところ、荷物の引き取りに際し、外国や日本での税関手続費用、荷物等の輸送費用、解放金や解除金といった様々な名目で高額な料金（多額のお金）の支払いを請求（一時的な立替え払い要求を含みます。）された。
2. 荷物等の運送会社と思わせる名称の者から、運送費用等の名目で、日本税関（Japan Customs）の名称や税関のロゴマークが不正に表示された請求書や証明書等を送付され、高額な料金（多額のお金）を請求された。
3. 税関の名をかたったり、日本税関の職員証らしきものを示しつつ、「あなた宛の荷物を預かっている。保管の期間が過ぎたら他の部署に荷物を送らなければならないので金銭を支払え。」、「荷物の通関のため、指定する銀行口座に料金を直ちに払い込め。払わない場合は税関が逮捕する。」といった趣旨の不審なメールやSNSを利用したメッセージが送信されたり、身に覚えがない請求書が送られてきた。

◆日本税関による輸入通関手続のために輸入者が税関に支払わなければならない税関関係手数料は、関税関係法令に規定されています。

◆日本税関が、税関関係手数料や関税等の税金に該当しないような輸送費用等の名目で輸入者に直接、金銭の支払いを請求することはありません。

## 人事異動期に係る一括交通許可証（パス）の管理等について

### 1. 一括交通パスの返却について

4月は人事異動の時期です。業務上、外国往来船に交通しなくなる方がいらっしゃると思います。その場合は、速やかに一括交通パスの返却をお願い致します。返却の際には、任意の様式で返納届（返納日、パス NO、所属会社、氏名、返納理由を記載）を作成して提出頂けると幸甚です。

その他、次に掲げる場合においても、直ちに税関に一括交通パスの返却をお願いいたします。

- (1) 交通の許可期間が満了したとき。
- (2) 交通の許可を取り消されたとき。
- (3) 許可証等の再交付を受けた者が、亡失した許可証を再入手したとき。
- (4) 交通の許可を受けた者が死亡したとき。

### 2. 一括交通パスの紛失について

一括交通パスを紛失したことが判明した場合は、税関へ任意の様式で紛失届（パス NO、所属会社、氏名、紛失の状況）を提出願います。

引き続き外国往来船に交通する場合は、新規での一括交通パスの申請を行っていただきますが、その許可が下りるまでは、都度での交通申請が必要になりますので、忘れずに申請を行ってから訪船して下さい。

### 3. 新たな一括交通パスの申請がある場合

新規、追加、住所変更があった方の申請の際、本人確認のため戸籍の謄本若しくは抄本または住民票の写しを提出いただいておりますが、この提出に代えて、住民基本台帳ネットワークを利用して行う税関職員による本人確認が可能です。希望する場合は、税関様式 C 第 2215 号にて申請をお願い致します。

また、一括交通パスの交付には時間がかかる場合がありますので、更新の場合も早めの申請をお願い致します。



## 横浜税関における密輸摘発状況 (令和7年分)

### 1. 不正薬物<sup>(※1)</sup>等

不正薬物全体の摘発件数は247件(前年比約82%)、押収量<sup>(※2)</sup> <sup>(※3)</sup>は約88kg(同約10%)であった。摘発件数、押収量ともに減少した。

外国から到着する国際郵便物の約8割を通過している川崎外郵出張所における摘発件数は226件(同約78%)であった。

(※1)覚醒剤、あへん、麻薬(大麻、ヘロイン、コカイン、MDMA等)、向精神薬及び指定薬物をいう。

(※2)錠剤型薬物を除く。(※3)重量等未確定につき含まれないものがある。以下、個々の押収量についても同様。

#### (1) 覚醒剤

摘発件数は10件(同約53%)、押収量は約15kg(同約3%)であった。

#### (2) 大麻

摘発件数は71件(同約56%)、押収量は約33kg(同約46%)であった。

#### (3) 麻薬

- ・コカインの摘発件数は4件(同約67%)、押収量は約1kg(同約1%)であった。
- ・MDMAの摘発件数は19件(同約73%)、押収量は約6kg(同約48%)であった。
- ・その他の麻薬(ケタミン・LSD等)の摘発件数は49件(同約104%)、押収量は約28kg(同約93%)であった。

#### (4) 指定薬物

摘発件数は93件(同約1.3倍)、押収量は約4kg(同約93%)であった。

#### (5) 銃砲

銃砲の摘発件数は8件(同約1.1倍)、押収丁数は8丁(前年同)であった。

### 2. その他

- ・盗難自動車を不正に輸出しようとした事案7件(13台)を摘発した。  
〔UAE向け事案4件(6台)、ナイジェリア向け事案2件(4台)、ウガンダ向け事案1件(3台)〕
- ・冷凍和牛肉約25トン、最終仕向地が香港であるにもかかわらずカンボジアと偽って海上貨物により輸出した事案を告発した。
- ・国際郵便を利用して、中国から偽造外国通貨40点及び商標権を侵害する人形10体を輸入しようとした事案を告発した。

密輸情報フリーダイヤル **0120-461-961**  
E-mail : yokohama-mitsuyu110@customs.go.jp



密輸に関する情報提供

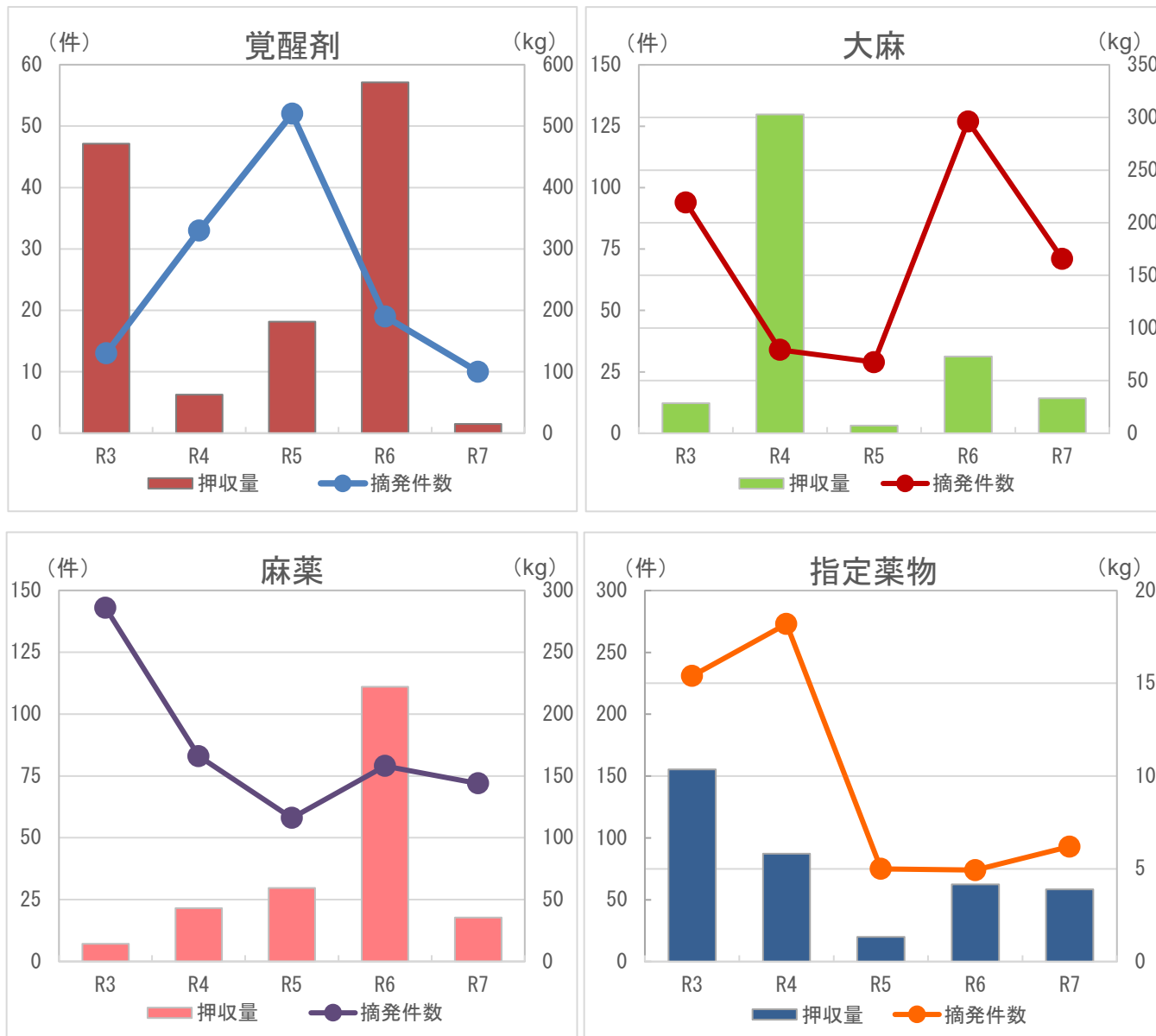
連絡・問合せ先  
横浜税関 調査部 特別審理官(第1担当)  
TEL045-212-6080

# 横浜税関における密輸摘発状況（令和7年）

## 不正薬物

不正薬物全体の摘発件数は 247 件（前年比約 82%）、押収量は約 88 kg（同約 10%）となり、摘発件数は全国の約 3 割を占めた。

### 横浜税関における薬種別の摘発件数と押収量の推移



- (注) 1. 押収量に錠剤型薬物は含まない。
- 2. 端数処理のため数値が合わないことがある。
- 3. 令和7年の数値は速報値である。

## 仕出地の動向

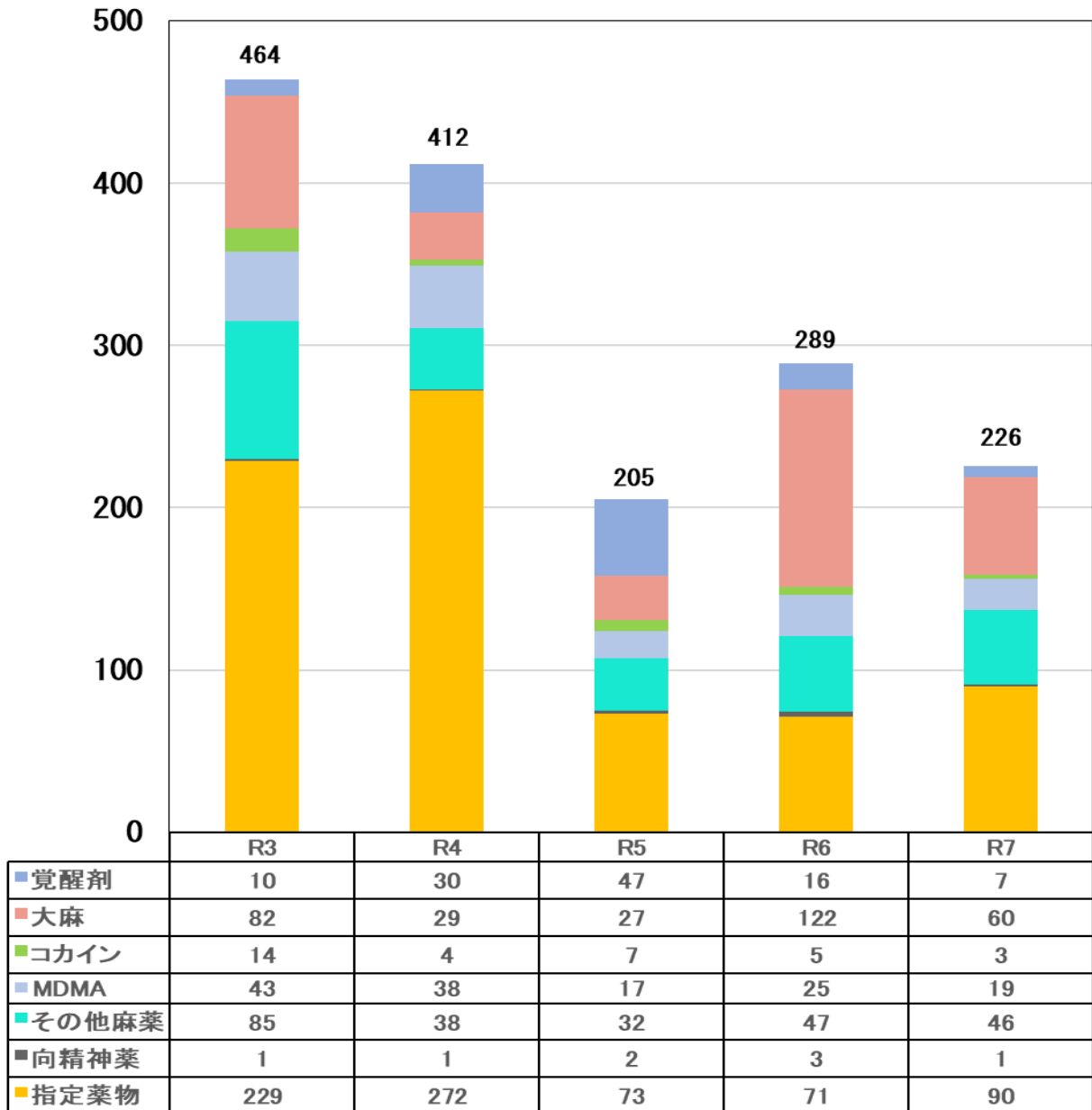
令和7年は、上位3カ国（スロバキア、米国及びドイツ）からの摘発が全体の約 75% を占めた。スロバキアからの摘発が 81 件（前年比約 2 倍）となった。（資料3参照）

## 国際郵便物からの摘発

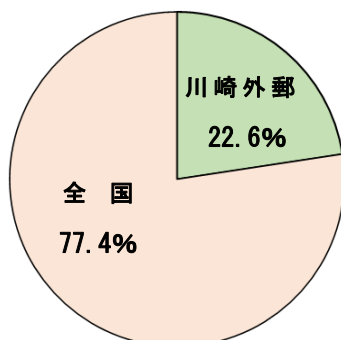
外国から到着する国際郵便物の約8割を通関している川崎外郵出張所の国際郵便物からの摘発件数は226件（前年比約78%）となり、全国の国際郵便物からの摘発件数の約5割を占めた。

### 川崎外郵における不正薬物の摘発件数

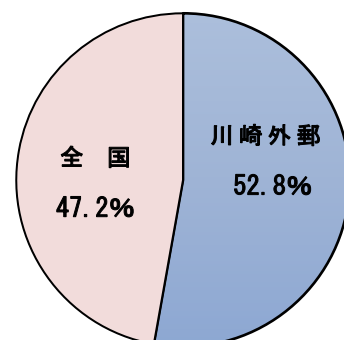
摘発件数[件]



川崎外郵出張所の摘発状況（構成比）



全国の摘発件数



国際郵便物からの摘発件数

## 主な摘発事例

### 【事例 1】

第1 オランダから到着した国際郵便物内の陶器製オルゴールに隠匿された**麻薬であるケタミン約100g**を摘発した。

第2 マレーシアから到着した国際郵便物内のプラスチック板に隠匿された**覚醒剤約350g**を摘発した。  
(令和7年5月及び7月・川崎外郵出張所)

(ケタミン)



(覚醒剤)



### 【事例 2】

南アフリカから到着した海上貨物である家具に隠匿された**覚醒剤約4,600g**を摘発した。  
(令和7年4月・監視部検査部門)



### 【事例 3】

スリランカから到着した国際郵便物3通に分散隠匿された**麻薬であるTHCを含有するペースト状物約2,600g**を摘発した。

(令和7年5月から6月・川崎外郵出張所)



### 【事例 4】

オランダから到着した国際郵便物から玩具箱に隠匿された**麻薬であるMDMA約3,966錠**を摘発した。  
(令和7年2月・川崎外郵出張所)



### 【事例 5】

ベトナムから到着した国際郵便物からインスタント麺に偽装して隠匿された大麻草**約5,100g**を摘発した。  
(令和7年1月・川崎外郵出張所)



### 【事例 6】

スロバキアから到着した国際郵便物に隠匿された**指定薬物(亜硝酸イソペンチル)3本計約22.53g**(いわゆる「ラッシュ」と呼ばれるもの)を輸入しようとした事案を摘発した。  
(令和7年7月・川崎外郵出張所)



### 【事例 7】

海上コンテナを利用して**盗難自動車2台**をUAE向けに不正に輸出しようとした事案を摘発した。  
(令和7年6月・本牧埠頭出張所)



【資料1】社会悪物品の摘発実績（全国・横浜）

種類	年	令和3年		令和4年		令和5年		令和6年		令和7年			前年比	
		横浜		横浜		横浜		横浜		横浜		対全国比	横浜	
		件	kg	件	kg	件	kg	件	kg	件	kg		対全国比	件
覚醒剤	件	95	13	301	33	297	52	140	19	126	10	8%	90%	53%
	kg	1,014	472	665	63	2,246	182	1,803	571	840	15	2%	47%	3%
大麻	件	199	94	138	34	135	28	381	127	316	71	22%	83%	56%
	kg	153	29	473	303	171	9	444	73	1,531	33	2%	345%	46%
大麻草	件	94	50	57	22	76	16	236	103	81	15	19%	34%	15%
	kg	22	3	315	302	88	3	270	60	1,213	17	1%	450%	29%
THC類製品	件	R6.12.12摘発分から計上開始						4	-	235	56	24%	(注3)	(注3)
	kg	R6.12.12摘発分から計上開始						2	-	318	16	5%	(注3)	(注3)
大麻樹脂等	件	105	44	81	12	59	12	141	24	R6.12.11を以って計上終了				
	kg	132	26	157	1	83	6	172	13	R6.12.11を以って計上終了				
麻薬	件	233	143	237	83	240	58	321	79	311	72	23%	97%	91%
	kg	61	14	188	43	312	66	537	222	798	36	4%	149%	16%
	千錠	133	73	82	40	49	17	108	53	61	30	48%	57%	56%
コカイン	件	34	14	28	4	71	7	54	6	85	4	5%	157%	67%
	kg	14	0	49	1	123	2	270	178	238	1	0%	88%	1%
MDMA等	件	81	44	98	39	61	17	90	26	64	19	30%	71%	73%
	kg	30	10	94	29	117	45	184	14	202	6	3%	109%	48%
	千錠	130	71	81	39	48	17	108	53	61	30	48%	57%	56%
ヘロイン	件	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	全減	-
	kg	-	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	全減	-
その他麻薬	件	118	85	111	40	108	34	175	47	162	49	30%	93%	104%
	kg	16	4	46	13	71	19	83	30	359	28	8%	434%	93%
	千錠	3	3	0	0	0	-	0	-	-	-	-	全減	-
向精神薬	件	6	1	16	3	10	5	4	3	7	1	14%	175%	33%
	kg	0	-	0	0	0	0	0	0	0	-	-	6423%	全減
	千錠	1	0	2	-	1	0	1	1	0	0	25%	31%	8%
あへん	件	1	-	-	-	-	-	2	-	1	-	-	50%	-
	kg	4	-	-	-	-	-	0	-	2	-	-	400%	-
指定薬物	件	302	231	354	273	143	75	164	74	239	93	39%	146%	126%
	kg	19	10	19	6	13	1	11	4	41	4	10%	383%	93%
合計	件	836	482	1,046	426	825	218	1,012	302	1,000	247	25%	99%	82%
	kg	1,251	525	1,346	415	2,741	257	2,794	870	3,211	88	3%	115%	10%
	千錠	134	73	84	40	49	18	108	53	62	30	48%	57%	56%
(参考)使用回数	万回	3,577	-	2,608	-	8,003	-	7,146	-	3,841	-	-	54%	-

銃砲	件	1	-	6	-	1	-	27	7	34	8	24%	126%	114%
	丁	1	-	7	-	1	-	28	8	37	8	22%	132%	100%
うち拳銃	件	1	-	6	-	1	-	27	7	34	8	24%	126%	114%
	丁	1	-	7	-	1	-	28	8	37	8	22%	132%	100%
拳銃部品	件	1	1	2	1	1	-	1	1	-	-	-	全減	全減
	点	1	1	4	2	1	-	1	1	-	-	-	全減	全減

- (注) 1. 税関が摘発した密輸事件のほか、警察等他機関が摘発した事件で、税関が当該事件に関与したものを含む。  
 2. 覚醒剤は、覚醒剤及び覚醒剤原料の合計を示す。  
 3. 「THC類製品」は、令和6年12月12日に施行された麻薬及び向精神薬取締法で規制されているTHC類を含有する液体・菓子類をいう。同施行日前は大麻取締法で規制されていた大麻樹脂、大麻リキッド、大麻菓子類の大麻製品を「大麻樹脂等」で計上していた。  
 上記理由により、対象期間が異なるためTHC類製品については前年比を示すことはできない。  
 4. ①MDMA等は、MDMA、MDA及びMDEの合計を示す。  
 ②その他の麻薬は麻薬及び向精神薬取締法における麻薬のうち、ヘロイン、コカイン、MDMA等以外の薬種(ケタミン、LSD等)の合計を示す。  
 5. (参考)使用回数は、以下の不正薬物について、乱用者の通常の一回分使用量をもとに換算し、合計したものである。  
 (覚醒剤:0.03g、大麻草:0.5g、大麻樹脂等:0.1g、あへん:0.3g、ヘロイン:0.01g、コカイン:0.03g、MDMA等及び向精神薬:1錠)  
 6. 端数処理のため数値が合わないことがある。  
 7. 数量の表記について、「0」とは500gまたは500錠未満の場合を示し、「-」とは全く無い場合を示す。  
 8. 令和7年の数値は速報値である。

## 【資料2】不正薬物の密輸形態別摘発件数（全国・横浜）

（件）

形態別	令和3年		令和4年		令和5年		令和6年		令和7年		前年比
	年	横浜	年	横浜	年	横浜	年	横浜	年	横浜	
航空機旅客による密輸	24	—	93	—	271	3	287	2	370	2	100%
国際郵便物を利用した密輸	689	471	728	413	385	208	550	293	428	237	81%
商業貨物を利用した密輸	123	11	222	13	165	7	161	6	191	7	117%
	航空貨物	108	1	205	—	156	2	152	1	183	1
海上貨物	15	10	17	13	9	5	9	5	8	6	120%
船員等による密輸	—	—	3	—	4	—	14	1	11	1	100%
合計	836	482	1,046	426	825	218	1,012	302	1,000	247	82%

（注1）航空機旅客には、航空機乗組員を含み、船員等には、洋上取引、船舶旅客を含む。また、商業貨物には、別送品を含む。

## 【資料3】不正薬物の仕出地別摘発件数（横浜）

仕出地等	スロバキア	米国	ドイツ	オランダ	イギリス	タイ	スリランカ	マレーシア	フランス	カナダ	ベトナム	スペイン	その他	合計
摘発件数(件)	81	59	44	16	15	9	4	3	3	3	3	2	5	247
構成比(%)	33	24	18	6	6	4	2	1	1	1	1	1	2	100
前年件数(件)	39	39	17	53	12	81	0	2	5	8	17	4	25	302
前年比(%)	208	151	259	30	125	11	全増	150	60	38	18	50	20	82

（注）端数処理のため数値が合わないことがある。

## 【資料4】盗難自動車等の不正輸出事案の摘発件数（横浜）

種類	年		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
	件	台					
乗用車	件		1	1	—	14	7
	台		2	1	—	27	13
バイク	件		—	—	—	—	—
	台		—	—	—	—	—
その他の車両	件		—	—	—	—	—
	台		—	—	—	—	—
合計	件		1	1	—	14	7
	台(点)		2	1	—	27	13

「あやしい」と感じたら…  
 ためらわず**税関**に通報を!!!



横浜税関ホームページ



密輸に関する情報提供

<http://www.customs.go.jp/vokohama/>

横浜税関HP

## 令和7年の全国税関における金地金の摘発状況について

### 全国税関における金の摘発件数及び押収量



### 摘発事例

令和7年1月、韓国から関西国際空港に入国した旅客らの身辺や携行品内に隠匿された金製品7点（約3.5kg）を摘発（令和7年10月発表）



鑑定価格：約4738万円  
 関税額：約312万円  
 消費税額：約393万円  
 地消費税額：約111万円

令和6年1月、香港から到着した貨物を載せていたパレット内に隠匿された金地金160枚（約160kg）を摘発（令和7年1月発表）



鑑定価格：約14億8400万円  
 消費税額：約1億1500万円  
 地消費税額：約3200万円

### 金密輸に対する総合的な対策

#### ① 水際対策の強化

##### ◆輸入時の検査の徹底

- ・情報を活用した集中取締りの実施、巧妙な隠匿手口への対応として高性能の取締・検査機器を活用

##### ◆輸出時の審査・検査の強化

- ・カラ輸出対策として、現物確認を実施
- ・流通経路の不明な金の輸出時の取扱の検討

#### ② 制度面の対応

##### ◆「没収」の実施

- ・金密輸事案に対する裁判での没収判決も踏まえ、無許可輸入に対する税関長の通告処分として没収を実施

##### ◆「罰金」の大幅引き上げ

- ・罰金相当額の算定基準を犯則時価格から大幅に引き上げ、時価相当に変更

#### ③ 関係機関との連携強化

##### ◆税関の情報収集・分析強化

- ・輸出入申告を起点としつつ、金地金の流通実態にまで踏み込み、関連する情報を収集し、分析

##### ◆内外関係機関との連携強化

- ・国内関係機関との連携を強化し、国内流通対策、収益の国外流出対策等を推進
- ・海外当局やWCO（世界税関機構）といった国際機関とも連携し、対応